

**【目次】 第12回行財政改革推進審議会 新大綱策定に係る資料一覧**

※「基本方針」、「改革の方向」、「主要施策の例」の名称は、全て仮称であるため、今後、審議する上で決定していくものです。

※新大綱における「改革の方向」や具体的な取組内容等は、今後、新大綱の中間答申等を受け、決定していく予定です。

改革の方向	主要施策の例	資料名	所管課	番号	
市民参加・協働の推進	市民参加・協働の促進	静岡市における市民参画について	企画局	1	
		静岡市自治基本条例		2	
		静岡市市民参画の推進に関する条例(施行規則含む)		3	
	税財源・権限の移譲	静岡市における地方分権について		4	
	市民活動・地域活動の促進	市民活動のすすめ	生活文化局	5	
		市民活動の促進について		6	
		静岡市市民活動の促進に関する条例		7	
	男女共同参画の促進(女性の活躍促進)	第2次静岡市男女共同参画行動計画 評価指標「評価のシカタ」	生活文化局	8	
		第2次静岡市男女共同参画行動計画 評価指標の状況		9	
		静岡市男女共同参画推進条例		10	
		女性の活躍について		11	
官民連携・民間活力の活用	官民パートナーシップの推進	官民連携地域活性化会議 人口増加策に向けた 官民連携による地域活性化、『Doタンク』の試み	企画局	12	
	民間活力の活用	指定管理者制度・PFIの導入状況	総務局	13	
	外郭団体の経営改善	外郭団体の改革について		14	
		静岡市の外郭団体	15		
開かれた市政の推進	積極的な情報発信	現状・課題・今後の取組	総務局	16	
		戦略広報プラン概略図		17	
	市政情報の共有化・透明性の確保	契約関係	静岡市の契約制度	財政局	18
			年度別契約件数及び契約金額		19
		政策法務関係	課題・施策等まとめ	総務局	20
			静岡市情報公開及び個人情報の保護の総合的な推進に関する条例		21
			静岡市保有情報の提供等に関する指針		22
			情報公開制度の運用状況		23
	情報公開請求が多い保有情報一覧	24			
	条例による政策の実現	課題・施策等まとめ	総務局	25	
		静岡市政策法務推進計画(抜粋)		26	
		「静岡市における条例等の整備等に関する指針」の概要		27	
		第1次及び第2次分権一括法関連条例一覧		28	
		第1次及び第2次分権一括法関連条例のうち市が独自基準を定めた条例の概要		29	
		政令指定都市移行後に制定又は改正した政策条例		30	
		静岡市政策法務主任者設置要綱		31	
平成24年度に実施した職員を対象とした政策法務研修		32			
例規マネジメント基本構想	33				

## 地域経営について(案)

社会全体の潮流を捉え、静岡市の強みを最大限に活かすまちづくりを行うためには、市全体で、地域が持っている資源の価値を共有し、活用し、市と様々な主体が連携・協働をしながら、社会的課題等の解決を行い、自律したまちづくりを行うことが大切です。

愛着を持って、暮らしているまちのために、市民の知恵を集結し、まちづくりを皆で行うことが、ひいては、豊かさや楽しさを感じられる生活や自らの幸福の追求につながっていくと考えます。そのため、静岡市の総合計画は、行政内部の計画ではなく、地域の中で、協働で問題を解決する「地域経営」の計画として位置づけ、オール静岡で取り組むことを目指していきます。この「地域経営」という考え方を、静岡市では次のように定義します。

「地域経営」とは… 市民が安心・安全にいきいきと暮らし、地域がその特色を生かしながら、  
 ① 活気に満ち、持続的に発展していくため、地域の資源を最大限に活用し、  
 ② 市と多様な主体が連携・  
 ③ 協働しながら、創造性を活かして、新しい価値を生み出し、自律的なまちづくりを行うための戦略的な活動のこと。



図1 「地域経営」のイメージ

地域経営の担い手、地域の主役は市民の皆さんです。市民一人ひとりが、自らの暮らしの充実をはかり、そして、静岡市の地域経営を行う一員としての使命を持って、できることから、皆でまちづくりへ参画していくことが大切であり、それは、市のガバナンスを高めていくことです。まちづくりは行政が単独で行うものではなく、市民と行政が一丸となり「新しい公共空間」を広げ、豊かな公共を創造していきます。

※市民…市内に居住し、通学し、または通勤する個人及び市内において事業を行い、又は活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。

ガバナンス…行政におけるガバナンスとは、市が中心となって地域の問題を解決するという伝統的な考え方から脱却し、市と地域の人々が一体となって問題に取り組むことにより、よりよい結果を出すという考え方。

新しい公共…新しい公共…多様化・複雑化したニーズに対して、市民と営利企業、行政が協働し、それぞれの特性に応じて「誰がやればうまくいくか」という考えに立ち、すべての主体がその役割に応じて社会への貢献を果たしていくための協働の場。

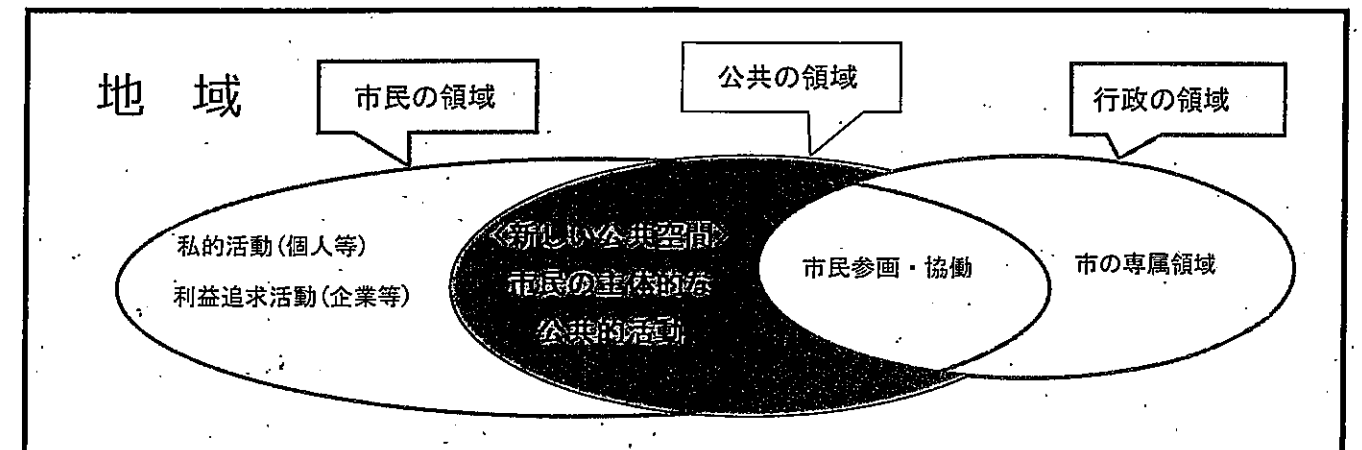


図2 「新しい公共空間」のイメージ

## 協働の2種類

- 1 パートナーシップ = サービス供給主体間の連携関係
- 2 コープロダクション = サービス供給者と利用者との連携活動

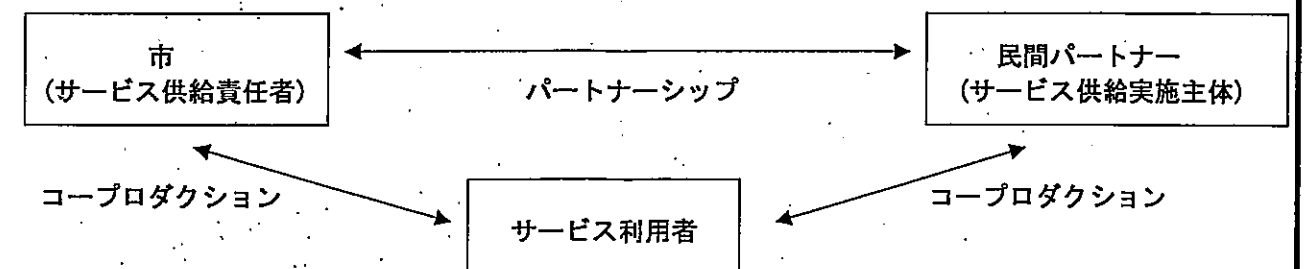
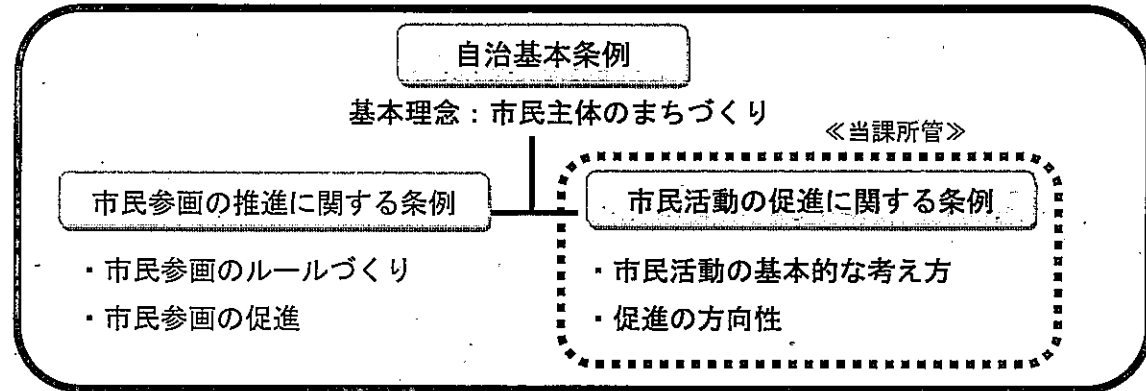


図3 協働の2種類

# 静岡市の市民活動への取り組み



## 第2次市民活動促進基本計画

平成24年～26年

### 「市民自治によるまちづくり」の実現

市民活動への参画

市民活動の自立

協働事業の推進

#### 4つの成果指標

##### ① ボランティア数

H22年 10,587人 → H24年 12,742人 (H26年目標値 13,000人)

##### ② 市民活動センター利用登録団体数

H22年 556団体 → H24年 740団体 (H26年目標値 750団体)

##### ③ 常勤・有給スタッフ1人以上の市民活動団体数

H22年 94団体 → H24年 110団体 (H26年目標値 140団体)

##### ④ 協働事業数

H22年 149事業 → H24年 164事業 (H26年目標値 170事業)

#### 協働事業提案制度

協働パイロット事業

協働市場

市民評価会議結果を受け再構築

- ・協働への意識・相互理解のための職員、NPOの意識改革
- ・予算枠の自由化、書類の簡素化等の提案制度の拡充

## 課題：これまでを振り返って

これまでの取り組み	これまでの実績
<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民活動センターによる市民活動支援</li> <li>・「市民活動団体名簿」による活動紹介</li> <li>・NPO法人の設立相談</li> <li>・協働事業提案制度による協働事業の推進</li> <li>・広報誌、HP等による市民活動に関する情報提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民活動センターの利用者数                      &lt;清水市民活動センター&gt;                      H22：11,406人 → H24：13,621人</li> <li>・市民活動センターの利用者数                      &lt;番町市民活動センター&gt;                      H22：35,605人 → H24：42,978人</li> <li>・協働パイロット事業による協働事業                      H20～24年度：17事業実施                      行政とNPOとの協働継続率：53%</li> </ul>

### 現状の問題

- ・市民活動に対する認知度が低い
- ・行政とNPOとの協働事業の低迷
- ・団体内で自らのミッションの共有不足
- ・行政、NPO共に意識が低い
- ・市民活動団体の組織力が弱い
- ・多様な団体との連携不足

国の動向

静岡市第3次総合計画

「共助社会づくり懇談会」 内閣府

<人々が能力を発揮できる経済・社会を検討>

- ・NPO、ボランティア団体、企業、自治会等による「支え合い」「助け合い」の仕組み
- ・多様な主体の協働により、地域の課題を解決

『新しい共助社会づくり』

第3次市民活動促進基本計画

(H27～H34年度)

市民活動が活発になると・・・

- ・協働による共助社会が実現され、地域の実情に合ったまちづくりが行われる
- ・市民活動への理解が深まり、新たな社会的課題に対する市民活動が創出される
- ・参画した個人も、生きがいや喜びを感じられるようになる
- ・市民が自発的に地域の課題に挑んでいくようになる

「市民自治によるまちづくり」が実現

(新行革大綱の改革の方向性・市民参画・協働の促進)

# 静岡市の男女共同参画推進への取り組み

## 男女共同参画社会基本法

### 基本理念:

- 1 男女の人権の尊重
- 2 社会における制度又は慣行についての配慮
- 3 政策等の立案及び決定への共同参画
- 4 家庭生活における活動と他の活動の両立
- 5 国際的協調

## 男女共同参画推進条例

### 基本理念:

- 1 男女の人権の尊重
- 2 社会における制度又は慣行についての配慮
- 3 政策等の立案及び決定における共同参画の機会の確保
- 4 家庭生活と職業生活その他の社会における活動の両立
- 5 世界的視野の下での男女共同参画
- 6 男女の互いの性の尊重と生涯にわたる健康への配慮

## 第2次男女共同参画行動計画

平成21～26年度

### 重点施策



### 19の成果指標

・「管理的職業従事者」における女性の割合  
 H17 11.5% ⇒ H22 12.9% (H26目標値 13%以上)  
(H17年国勢調査) (H22年国勢調査)

・女性のいない審議会等の割合  
 H20 15.5% ⇒ H25 8.2% (H26目標値 0%)

課題: これまでを振り返って

これまでの取り組み	これまでの実績
<ul style="list-style-type: none"> <li>・働きやすい環境整備(施設・制度等)</li> <li>・ワーク・ライフ・バランスの推進</li> <li>・固定的性別役割分担意識の解消</li> <li>・市民に対する意識啓発</li> <li>・男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アイセル女性カレッジ(1期～10期 184名修了) 修了生は、市議会議員、審議会委員等として活躍。 女性会館指定管理者は、修了生が中心となり設立したNPO法人。</li> <li>・審議会等への女性の登用 審議会等所管課への登用促進依頼、所管課からの相談対応や訪問による課題把握、委員選出団体への女性委員候補の推薦協力依頼に取り組んだ。 H16 26.0%⇒H25 31.7%</li> </ul>
現状の問題	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ニーズに即した施設や制度が不十分</li> <li>・根深い固定的性別役割分担意識</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・育児休暇、介護休暇取得等に対する社会の理解不足</li> <li>・地域における意思決定の場への女性の参画が不足</li> </ul>

## 国の動向

## 静岡市第3次総合計画

「女性の活躍」を成長戦略の柱に位置付け

### 国の第3次計画

- 女性の活躍
- 男性の意識改革 が重要なキーワード

## 第3次男女共同参画行動計画 (H27～H34年度)

### 男女共同参画が推進され、 女性が活躍すると・・・

- ・女性はその力を十分に発揮し、社会に貢献  
⇒地域の経済が再生・活性化される  
**☆ 年収アップ！ 多様な市民ニーズへの対応が広がる！**
- ・あらゆる場において、女性の視点が活かされる  
⇒防災対策など地域における課題解決につながる  
**☆ 見過ごされていた課題の発掘、解決が可能に！**
- ・働きやすい環境が整う  
⇒男女が共に、仕事と子育て等の生活を両立できる  
**☆ 少子化対策に！ 地域活動、ボランティアへの参加促進！**

「男女共同参画社会」が実現  
(新行革大綱の改革の方向性：男女共同参画の推進)